

答 申 第 2 6 号

平成 2 7 年 1 月 2 6 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 2 6 年 4 月 2 8 日付け鎌深地第 2 0 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書不存在決定処分に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

平成26年1月17日付けで異議申立人が行政文書公開請求した「深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業内の土地利用方法、計画書等について、東日本旅客鉄道株式会社（関連企業を含む）から鎌倉市に提出された土地利用計画書、図面、合意書含む等全ての書面」について、実施機関鎌倉市長が平成26年1月29日付けで行った行政文書不存決定処分は、妥当である。

2 異議申立ての主張の要旨

(1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

異議申立人は、平成26年1月17日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業内の土地利用方法、計画書等について、東日本旅客鉄道株式会社（関連企業を含む）から鎌倉市に提出された土地利用計画書、図面、合意書含む等全ての書面」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、平成26年1月29日付け鎌倉市指令深地第14号で行政文書不存決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 異議申立書の提出等

異議申立人は、本件処分に対し、平成26年3月24日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、異議申立てを行った。

(2) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

(3) 異議申立ての理由要旨

異議申立人から平成26年6月10日付けで提出された意見書における主張を総合すると、異議申立ての理由は、次のとおりである。なお、異議申立人は口頭意見陳述を申し出なかったので実

施していない。

ア 土地利用計画書、図面、合意書含む等全ての書面の公開を請求したものである。

イ 建屋等は、地権者である東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）が決める事であるが、平成25年12月6日の議会において、市議会議員の質問に対し、拠点整備部長が具体的かつ詳細な答弁をしている事。

ウ JR東日本と担保等した書面がない限り、答弁は出来ない内容である事。

エ 平成26年2月18日、深沢地域整備課担当者と会い、拠点整備部長の答弁などの調査確認をし、後日回答する約束をしたが、全く回答がない事。

3 実施機関の行政文書不存在決定理由説明要旨

平成26年5月22日付けで提出された行政文書不存在決定理由説明書及び同年10月27日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書不存在決定処分とした根拠は、次のとおりである。

本件請求対象文書については、本件処分のおり存在しないことから、その旨を伝えるとともに異議申立てに係る詳細な理由について面談を行い確認したい旨を平成26年4月11日及び同年同月14日に電話でお願いしたところ、理由の詳細については異議申立て手続きの中で述べるとのことであった。

また、平成26年2月18日の約束については、本件異議申立書受領後、答弁内容を確認のうえ同年3月25日から同年4月14日にかけて10回程度異議申立人に連絡を行ったが、回答することについては理由の詳細と同様、異議申立て手続きの中で述べるとして、拒否された。

なお、異議申立人が主張している拠点整備部長の答弁内容は次のとおりであると判断し、その見解を述べる。

(1) 医療福祉系大学の誘致について

医療福祉系大学については、平成16年9月に市民参画のもと策定した「深沢地域の新しいまちづくり基本計画」において位置づけられた9つの導入機能の一つである「文化・教育機能」及び

まちづくりのテーマである「ウェルネス」に合致する機能として、「深沢地区事業推進専門委員会」での議論を経て土地利用計画（案）に取り入れられた。また、大学用地の換地先については、今後設置される「土地区画整理審議会」に諮り決定することになるため、現段階では確定していない。したがって、医療福祉系大学の誘致について、ＪＲ東日本から書面の提出は受けていない。

(2) 都市型住宅戸数について

都市型住宅戸数については、土地利用計画（案）において目標とする計画人口を確保するために、想定している戸数を述べたものであり、この都市型住宅戸数についても、ＪＲ東日本から書面の提出は受けていない。

(3) 建物最高高さについて

まちづくりガイドライン（案）で示されている最高高さ 31 m は、本ガイドラインを市へ提言した「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」の中で検討されたもので、この最高高さについても事業区域周辺の住宅への圧迫感や周辺地域からの眺望景観を考慮して定められたもので、今後、都市計画決定予定の地区計画の地区整備計画の中で街区ごとの最高高さを検討していくことになる。したがって、建物の最高高さについても、ＪＲ東日本から書面の提出は受けていない。

(4) 土地利用計画（案）でのシンボル道路沿道の導入施設について

シンボル道路沿道は、地区の中心として、また賑わいの創出を図るため商業施設、都市型住宅及び業務施設等の導入を計画したもので、このシンボル道路沿道の土地利用については「深沢地区事業推進専門委員会」において検討されたものである。したがって、土地利用計画（案）でのシンボル道路沿道の導入施設についても、ＪＲ東日本から書面の提出は受けていない。

(5) その他

地権者であるＪＲ東日本の換地先については、今後設置される「土地区画整理審議会」に諮り決定するものであり、拠点整備部長の答弁は、現在本市が想定している計画を述べたに過ぎない。また、そのいずれについても、ＪＲ東日本から書面の提出は受けていない。

したがって、異議申立ての理由とされる「全ての書面の公開」

については、その一切を収受しておらず、拠点整備部長の答弁については上記のとおりであるから、本件請求対象文書は物理的に存在しない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の意見書及び実施機関の不存在決定理由説明書並びに口頭理由説明に基づき審査した結果、次のように判断した。

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業内の土地利用方法、計画書等について、J R 東日本から鎌倉市に提出された土地利用計画書、図面、合意書等全ての書面である。実施機関によれば、本件請求対象文書は、その一切を収受しておらず、物理的に存在しないと主張している。

当審査会は、本件請求対象文書について行政文書不存在とした実施機関の処分について、以下、検討する。

(2) 行政文書の存否について

ア 当審査会は、本件請求対象文書の存否を判断するにあたり、実施機関に対し、行政文書不存在決定理由説明聴取を行うとともに、本件請求対象文書に関して異議申立人に意見照会を行った。

イ 当審査会が、条例第21条第4項に規定する調査権限に基づき調査したところ、J R 東日本及び関連企業から提出された文書は物理的に存在することが確認できなかった。

なお、土壌汚染対策に係る文書については、当初、実施機関が、本件請求対象文書から除外されていると認識していたため、收受文書があるかの確認がきちんとなされていない可能性が考えられたことから、改めて、收受文書の確認を行ったところ、これについてもその存在が確認できなかった。

ウ 以上により、実施機関は、本件請求対象文書は存在しないと終始一貫して主張しており、当審査会の調査審議においても、これを覆すに足りる事実、その他本件請求対象文書の存在を推認されるような事実は認められなかった。

(3) 結論

よって、実施機関が本件請求対象文書を不存在とした処分は妥当である。

以上のとおりであるので「1 審査会の結論」のとおりに判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりにある。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
2 6 / 1 / 1 7	行政文書公開請求書が提出される
1 / 2 9	行政文書不存在決定通知書送付
3 / 2 4	異議申立書が提出される (担当課: 深沢地域整備課)
4 / 2 8	審査会に対し諮問
4 / 3 0	実施機関に対し、行政文書不存在決定理由説明書の提出要請
5 / 2 3	行政文書不存在決定理由説明書を受理
5 / 2 6	異議申立人に対し、行政文書不存在決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
5 / 2 6	第 5 4 回 審査会で概要報告
6 / 1 0	異議申立人から意見書を受理
6 / 1 1	実施機関に意見書(写)送付
1 0 / 2 7	第 5 8 回 審査会で審議 (実施機関からの口頭による決定理由説明)
1 0 / 3 0	異議申立人に対し、意見照会
1 1 / 5	異議申立人から回答書を受理
1 1 / 1 8	第 5 9 回 審査会で審議
1 1 / 1 9	実施機関に対し、資料提出要請
1 2 / 1 0	実施機関から回答書を受理
1 2 / 2 2	第 6 0 回 審査会で審議
2 7 / 1 / 2 6	第 6 1 回 審査会で審議
1 / 2 6	答申 (答申第 2 6 号)